

令和3年6月18日

議会議長 長 澤 務 様

総務建設委員会

委員長 加藤 常夫

### 閉会中における所管事務調査についての報告

函南町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

#### 記

- 1 開催日時 令和3年4月20日（火）午前9時00分
- 2 委員の出席状況 委員全員出席
- 3 調査事項

#### (1) 函南町消防団詰所の耐震対策の現状について（現地視察含む）

函南町内の消防団詰所のうち、耐震診断により現行の耐震基準を満たしていないとされる3箇所の詰所について、順次耐震対策が進められている。3箇所の詰所はいずれも補強による対応が困難なため、建替えによる耐震対策を行うこととなり、間宮地内の第5分団詰所は令和3年度に建替え工事が計画されている。その他の耐震基準を満たしていない2箇所の詰所についても、令和7年度までを目途に建替え工事による耐震対策がなされる予定である。

建替えに際しては、団員等の意見も踏まえながら、ポンプ車出入り口を覆うひさしやホースタワーの新設が予定されており、消防団活動をより効率的に行うことのできる環境整備にも努められている。

建替え期間中の消防団詰所については、第5分団の団員として函南町の職員が多数所属していることから、役場敷地内にポンプ車及び各資機材を移転し、災害等への

対応が迅速に図られるよう計画がされている。

現地視察においては、第5分団の詰所の現状確認を行った。住宅地の一角にある詰所であるため、工事期間中における周辺的生活環境への配慮に努められたい。

## (2) 函南町空家対策、空家活用の現状について（現地視察含む）

町の空家等に起因する問題への取組や、現状に即した空家等対策の計画を実施するため、平成31年3月に函南町空家等対策計画が策定されている。

函南町には計画策定の時点で180件の空家等があり、適切に管理されていない空家等が発生しないよう、また、適切に管理されていない空家等については解消が図られるよう、対策が講じられている。

適切に管理されていない空家等の中でも、特に周辺に及ぼす影響度、緊急度が高いとされる空家等に関しては、現地調査や空家等審議会の意見聴取を経て特定空家等と認定し、段階的な法的措置が実施されることとなる。

空家等の発生を防ぐため、流通の円滑化促進に有効な手段であるとされる空き家バンクについて、県内の多くの自治体が設置、活用を進めるなか、函南町においては未設置であるため、今後、研究を進めるとともに空家等審議会での審議を行い、設置の検討を進められたい。

現地視察では、特定空家等の候補となっている2件の物件について、確認を行った。地域住民の生活環境に影響を及ぼさないよう、適切な措置を実施されたい。